

信州上田で農業を 始めてみませんか。

上田市農林部農政課

はじめに 農業で生計を立てるということ

農業は自然と生命を相手とする魅力ある産業ですが、様々なリスクや厳しさがあります。

- 軌道にのるまでの生活費の確保が必要です。
- 気象条件に左右されることへの対応が必要です。
- 農産物価格の変動による所得の減少もあります。



大自然のなかでの農作業は楽しさだけではありません。

- 単純作業の繰り返し
- 炎天下での重労働
などに、耐えられますか？



農村での暮らしに、なじめますか？

- 都会に比べて不便を感じることもあります。
- 地域の行事や共同作業に積極的に参加することが求められます。

まずは、こういったことを承知したうえで、農業を始める決断をし、農業技術や経営を学ぶ手段を考えましょう。



1 どんな農業をしたいのか?

作目は、できるだけ早く絞り込むこと。

- 作目(稲作、野菜、花卉、果樹、畜産など)
- 効率的な研修や就農地の決定のために重要な要素です。



「産地」で取組む。

産地では栽培者が多く、技術指導や販売体制が整っているため、比較的取組みやすい環境が整備されています。

「産地」(例)

- 菅平高原のレタス
- 豊殿地域のきゅうり
- 武石地域のトマト
- 塩田平の米
- 市内ほぼ全域のりんごやぶどう
- 丸子地域のリンドウ
- 丸子地域の加工ブドウ



直売を活用した取組。

上田市には、各地に多くの農産物直売所があり、標高差や環境を活かした新鮮で安全・安心な農産物が求められています。



2 栽培技術・経営管理のノウハウを学ぶ

作物の栽培技術と農業経営に必要な 経営管理の方法を習得する。

栽培技術は、教科書どおりにいかないことが多く、経験や知識により臨機応変に対応することが求められます。

このため、栽培技術・経営管理について「播種から収穫まで」を最低でも1サイクル以上学んでおくことが必要です。

◇農業技術、経営などを学ぶには

農業者研修教育施設(農業大学校など)で学ぶ、長野県新規就農里親制度を利用するなどの方法があります。

お問い合わせ先

長野県上小農業改良普及センター 担い手経営係 (電話25-7157)

上田市農林部農政課農業振興担当 (電話23-5122)

J A信州うえだ農業部農企画課 (電話23-4084)

「新規就農里親制度」で学ぶ。

長野県には、「新規就農里親制度」があります。

「里親研修前基礎研修」(概ね1年間)

基礎的な農業技術の習得や目指す農業を明確にします。



「新規就農里親研修」(概ね2年間)

里親農業者(熟練農業者)が農業技術の習得、地域への紹介、機械の貸出、就農の際の農地・住宅の確保等を一貫して支援し、就農後も相談役としてサポートします。

◇この制度についての相談窓口は、

長野県上小農業改良普及センター 担い手経営係 (電話25-7157)

③ 資金の確保

農業を始めるためにはさまざまな資金が必要です。

研修期間中の生活費

機械購入など初期投資のための資金

種苗や肥料・農薬・資材の代金など営農に必要な運転資金

家族が生活していくための生活資金

営農計画と生活計画を綿密にたて、
必要な資金の額を検討することが大切です。



できる限り預貯金などの自己資金などで
対応することが基本です。

一般の資金と比べて有利な就農支援資金等の公的な融資制度を活用する方法もあります。
市やJA、金融機関、農業改良普及センターなどに御相談ください。

○就農支援資金(就農計画を作成し、県知事から認定を受けたかた対象)

就農前

就農研修資金 先進農家や農業大学校等での研修等に必要な資金

就農準備資金 住居の移転、就農先の調査等就農準備に必要な資金

就農時

就農施設等資金

農業経営を開始するのに必要となる機械・施設の
購入等に必要な資金



4 営農計画を作成する



あなたがこれから行う農業の
5年後の姿を営農計画としてまとめていきます。

農業改良普及センター、JAなどの指導を受けながら作成してください。

- 生産 作目及び品種構成
生産規模
目標とする品質



- 農地 購入(借入)先
購入時期
借入期間
地代



- 施設等 機械及び施設の種類
導入方法

- 資金 調達先
担保・保証人
償還計画

- 販売 販売先
販売方法
販売単価
販売量
代金の回収



- 収支 収支計算
資金繰り
生活費
税金

5 農地を確保するには

農業を始めるにあたっては、まず農地が必要です。

自分の目指す経営作目や家族の納得する生活条件等を考えて候補地を絞り込んでいきます。お目当ての地域に足を運び、地域の人との信頼関係を築くことが大切です。

まずは、確保できる農地で経営を開始し、地域の信頼を得ながら、徐々に条件のよい農地を集積していくというのもひとつの考えです。

農地の情報については、上田市農業委員会、JA、里親農業者などから得ることができます。

農地の取得には、農業委員会の許可が必要になります。

農業経営の計画や資金計画などについて農業委員会で審査を受けることになります。

地域によって異なる面積以上を自分で耕作している必要があります。

農地の利用調整やあっせんについては、上田市農業委員会に御相談ください。

◇相談窓口

上田市農業委員会 (電話23-5466)

6 就農します

あなたの農業を実現するためのスタート地点に立ちました。

まずは、営農計画に沿って栽培技術を磨き生産を安定させること、経営を軌道に乗せることを最優先に考えましょう。

実際に自分で農業を始めてみると、就農前には気づかなかつた数多くのわからないこと、経験したことのないことに直面することがあります。先輩農家や農業改良普及センターなどの支援機関に相談し、アドバイスを受けましょう。

◇相談先



長野県上小農業改良普及センター 担い手経営係 (電話25-7157)

～就農までの流れ～

農業を始めたい

① どんな農業をしたいのか



就農相談*

② 栽培技術・経営管理のノウハウを学ぶ



③ 資金の確保



④ 営農計画を作成する



⑤ 農地を確保する



⑥ 就農する

*就農について御相談ください。

上田市 農林部 農政課

〒386-8601 上田市大手一丁目11番16号

電話 23-5122(直通)

上田市 丸子地域自治センター 産業観光課

〒386-0492 上田市上丸子1612番地

電話 42-1037(直通)

上田市 真田地域自治センター 産業観光課

〒386-2292 上田市真田町長7178番地1

電話 72-4330(直通)

上田市 武石地域自治センター 産業観光課

〒386-0592 上田市上武石77番地

電話 85-2828(直通)